

陸前高田市告示第10号

陸前高田市間伐材搬出促進事業費補助金交付要綱を次のように定め、令和元年度分の補助金から適用する。

令和2年1月30日

陸前高田市長 戸羽 太

陸前高田市間伐材搬出促進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、適正な森林施業の確保及び森林の保全並びに自伐型林業の推進に必要な対策を実施するため、自伐型林業家が間伐材の搬出を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、陸前高田市補助金交付規則（昭和33年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自伐型林業家 自ら所有する森林又は森林所有者等から施業の委託を受けた森林において、大型で高性能な林業機械を使用せず、チェーンソー、小型バックホウ等を使用し、自ら森林施業を行う者をいう。
- (2) 間伐材 自伐型林業家が、市内の森林のうち、森林法（昭和26年法律第249号）第11条に規定する森林経営計画が策定されていない私有林を間伐することにより発生する木材をいう。

(交付対象者等)

第3 補助金の交付対象者、対象経費及び額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、陸前高田市間伐材搬出促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、

市長に提出するものとする。

- (1) 陸前高田市間伐材搬出促進事業計画（実績）書（様式第2号）
- (2) 市税等納付（納入）状況確認承諾書（様式第3号）
- (3) 間伐箇所的位置図（縮尺5, 000分の1程度）
- (4) 事業着手前の間伐箇所の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第5 市長は、補助金を交付すべきものと認めるときは、陸前高田市間伐材搬出促進事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により、交付しないと決定したときは、陸前高田市間伐材搬出促進事業費補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者へ通知するものとする。

（事業の変更の申請等）

第6 第5の規定により交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、規則第5条第1項第1号から第3号までの規定により市長の承認を受けようとするときは、陸前高田市間伐材搬出促進事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式第6号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けるものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、承認の可否を決定し、承認するときは、陸前高田市間伐材搬出促進事業変更（中止、廃止）承認通知書（様式第7号）により、承認しないときは、陸前高田市間伐材搬出促進事業変更（中止、廃止）不承認通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7 補助事業者は、事業が完了したときは、陸前高田市間伐材搬出促進事業費補助金交付請求書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 陸前高田市間伐材搬出促進事業計画（実績）書（様式第2号）
- (2) 伐採届適合通知書の写し
- (3) 事業完了後の間伐箇所の写真
- (4) 間伐材の搬出先及び材積が確認できる書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第8 市長は、第7の規定による補助金の交付の請求があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、請求書を受理した日から起算して30日以内に補助事業者に補助金を交付するものとする。

(帳簿及び書類の備付け)

第9 補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておくものとする。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び書類を、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管するものとする。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表（第3関係）

交付対象者	対象経費	補助金の額
市内に住所を有する自伐型林業家であって、市税等の滞納がないもの	間伐材を製材所等へ搬出する場合に要する経費	間伐材1立方メートルに対し3,000円を乗じ千円未満の端数を切り捨てた額

備考 重量を計量単位として使用する製材所等へ搬出する場合は、間伐材の重量に1トン当たり1.12を乗じた値を体積とする。

様式第1号（第4関係）

年 月 日

陸前高田市長 様

申請者 住所

氏名

⑩

陸前高田市間伐材搬出促進事業費補助金交付申請書

年度において陸前高田市間伐材搬出促進事業を実施したいので、陸前高田市間伐材搬出促進事業費補助金交付要綱第4の規定により、関係書類を添えて次のとおり補助金の交付を申請します。

補助金交付申請額 円

添付書類

- 1 陸前高田市間伐材搬出促進事業計画（実績）書（様式第2号）
- 2 市税等納付（納入）状況確認承諾書（様式第3号）
- 3 間伐箇所的位置図（縮尺5,000分の1程度）
- 4 事業着手前の間伐箇所の写真
- 5 その他市長が必要と認める書類

（A4）

様式第2号（第4、第7関係）

陸前高田市間伐材搬出促進事業計画（実績）書

1 森林の所在場所

2 森林所有者の住所及び氏名

住 所

氏 名

3 間伐の計画

伐採面積 (ヘクタール)		伐採率 (パーセント)	
伐採樹種		伐採齢	
伐採期間	年 月 日から 年 月 日まで		

4 間伐材の搬出先及び材積

番号	搬出先 (製材所名、原木市場名)	材積 (立方メートル)
1		
2		
3		
計 (ア)		
補助金交付申請額		(ア) × 3, 0 0 0 円 = 円 (千円未満切捨て)

5 事業完了（予定）年月日

陸前高田市長

様

申請者 住所
氏名

㊟

市税等納付（納入）状況確認承諾書

年度陸前高田市間伐材搬出促進事業費補助金の交付申請に対する審査のため、市に納付又は納入すべき市税等の納入状況について確認されることを承諾します。

補助金交付決定審査

※申請日現在、上記申請者の市税等の納付状況を調査願います。
(処理欄に、確認担当者の押印をお願いします。)

※	※	※	※	※
確認月日 月 日				

担当課名	税目等	該当なし (課税なし)	現年度分		前年度以前分		備考
			滞納なし	滞納あり	滞納なし	滞納あり	
	個人市民税	<input type="checkbox"/>					
	法人市民税	<input type="checkbox"/>					
	固定資産税	<input type="checkbox"/>					
	軽自動車税	<input type="checkbox"/>					
	国民健康保険税	<input type="checkbox"/>					
	保 育 料	<input type="checkbox"/>					
	住宅使用料	<input type="checkbox"/>					
	下水道使用料	<input type="checkbox"/>					
	受益者負担金等	<input type="checkbox"/>					
	水 道 料	<input type="checkbox"/>					

備考欄には、滞納等がある場合の対応状況を記載すること。

(A4)

陸前高田市間伐材搬出促進事業費補助金交付決定通知書

住所

氏名

年 月 日付で申請のあった陸前高田市間伐材搬出促進事業費補助金について、次の条件を付して補助金を交付することと決定したので、陸前高田市間伐材搬出促進事業費補助金交付要綱第5の規定により通知します。

年 月 日

陸前高田市長



1 交付決定額 円

2 交付条件

- (1) 補助事業者は、陸前高田市補助金交付規則及び陸前高田市間伐材搬出促進事業費補助金交付要綱の規定に従わなければならない。
- (2) 補助事業者は、この補助事業に関する帳簿及び書類を備え、整備し、及び補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

様式第5号（第5関係）

陸前高田市指令 第 号

陸前高田市間伐材搬出促進事業費補助金不交付決定通知書

住所

氏名

年 月 日付けで申請のあった陸前高田市間伐材搬出促進事業費補助金について、次の理由により不交付としたので、陸前高田市間伐材搬出促進事業費補助金交付要綱第5の規定により通知します。

年 月 日

陸前高田市長



不交付の理由

年 月 日

陸前高田市長 様

申請者 住所

氏名

印

陸前高田市間伐材搬出促進事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け陸前高田市指令 第 号により補助金の交付の決定の通知があった陸前高田市間伐材搬出促進事業について、次のとおり変更（中止、廃止）したいので、陸前高田市間伐材搬出促進事業費補助金交付要綱第6第1項の規定により、関係書類を添えて、承認を申請します。

1 補助金額の変更

交付申請額（当初） 円

交付申請額（変更後） 円

2 変更（中止、廃止）の理由

3 添付書類

住所
氏名

陸前高田市間伐材搬出促進事業変更（中止、廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった陸前高田市間伐材搬出促進事業の変更（中止、廃止）について、次のとおり承認したので、陸前高田市間伐材搬出促進事業費補助金交付要綱第6第2項の規定により通知します。

年 月 日

陸前高田市長



記

1 変更交付決定額 金 円

[]

2 承認事項

様式第8号（第6関係）

陸前高田市指令 第 号

住所

氏名

陸前高田市間伐材搬出促進事業変更（中止、廃止）不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった陸前高田市間伐材搬出促進事業の変更（中止、廃止）について、次の理由により承認しないこととしたので、陸前高田市間伐材搬出促進事業費補助金交付要綱第6第2項の規定により通知します。

年 月 日

陸前高田市長



不承認の理由

年 月 日

陸前高田市市長 様

申請者 住所

氏名

⑩

陸前高田市間伐材搬出促進事業費補助金交付請求書

年 月 日付け陸前高田市指令 第 号により交付決定の通知があった陸前高田市間伐材搬出促進事業費補助金について、事業が完了したので、陸前高田市間伐材搬出促進事業費補助金交付要綱第7の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を請求します。

金 円

添付書類

- 1 陸前高田市間伐材搬出促進事業計画（実績）書（様式第2号）
- 2 伐採届適合通知書の写し
- 3 事業完了後の間伐箇所の写真
- 4 間伐材の搬出先及び材積が確認できる書類の写し
- 5 その他市長が必要と認める書類